

平成30年度第4回南関町農業委員会会議録

平成30年7月10日(火)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
8番 田崎芳憲君
9番 北原照代君
5. 議 事
第13号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第15号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第16号議案 農地利用集積計画の承認について
第17号議案 非農地化について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	5番 原 靖 君
6番 山本 精武 君	7番 荒木 茂 君
8番 田崎 芳憲 君	9番 北原 照代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

4番 矢野 房幸 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（3名）

事務局長 東 田 彰 夫 君

書 記 上 田 賢 君

書 記 美奈川 徹 君

平成30年度第4回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） はい、起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度の第4回総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、本日、4番の矢野委員さんが欠席の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は、11名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、農業委員憲章朗読を7番、荒木委員、よろしくお願いいたします。

○7番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、杢村会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（杢村 公正君） こんにちは。どうもご苦労さんでございます。

田植えのほうもですね、もうほぼ終わったようでございまして、昨日から梅雨明けということですね、また36度を超えるということですね、かなり厳しい温度が出ております。どうぞ体のほうも十分注意されたいと思います。

また今年はですね、台風が早々とやってまいりまして、その後の梅雨の戻りといえますか、ですね、かなりの被害が出て、私の豊永でもですね、20件程度の崖崩れ等が発生しております。それでもですね、広島あたりですね、大災害を見舞われたところから見ますとですね、かなりよかったかなということでございましてですね、亡くなられた方ですね、ご冥福をお祈りしたいと思います。

今月もまたですね、また農地パトロール等もですね、夏はございますのでですね、体に十分注意してですね、頑張ってくださいと思います。また、この総会終了後ですね、最適化推進委員さんとですね、合同研修会も予定しておりますので、最後までよろしくお祈りしときます。お世話になります。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則により、以降の議事の進行は、杢村会長にお願いいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事録署名の署名人の選任をいたします。

今回は、議事録署名人としまして、8番、田崎委員、9番、北原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、早速審議に入りたいと思います。

第13号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第13号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番から7番は一つの申請になりますが、6番については取下げとなっております。

受付日、平成30年6月12日、申請番号49号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転になります。

8番と9番は一つの申請になります。

受付日、平成30年6月13日、申請番号50号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転になります。

次に、10番ですが、受付日、平成30年6月21日、申請番号52号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、11番から30番と、農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定の許可申請1番から5番については、書類内容に不備があったため保留とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長（杢村 公正君） はい、ありがとうございました。

第13号議案は、農地法3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請10件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず、5番、原委員、お願いいたします。

○5番（原 靖君） はい。1番、2番、3番は、一番上のあの写真で見ますと、○○の上のあたりになるですね、あの高速インターの先の上のほうになりますが、現状は栗畑です。ここに関してはちゃんと管理をしっかりとされておりました。

次のページの、写真の次のページの4番になりますね、あそこはなんですか、外目、北開の護岸整備があつてるところです。右側に○○○ございますが右側です。その近くのところで、田んぼで米が作られておりました。

その5番目は次のページのちょっと細長い、同じ基盤整備のところ、細長い形のところです。これは同じく水田で、田植えが終わっておりました。6番、7番については、これは（6番はもう取下げになってますのでの声）、6番、7番は取下げに（いやすみません、6番だけですの声）6番だけが取下げですね。7番は、この線は現状ここは畑なんです、ここは、どがん説明すつとよかな。畑なんです、家が建ってたので、多分その部分に関しては6番を取下げられたと思います。7番に関しては、その家の敷地のところよりも1段下のほうになりますが、この写真でいけば上のほうになりますね、北側のほうになります。のところの部分畑です。そこは今も畑、草をとってちゃんと管理されておった場所です。わからんよねえこれね。これ線引いてないけんわからんとですよ。ちょっと事務局、そっちから説明して、写真のほうば。

○事務局（上田 賢君） はい。白黒でちょっとわかりにくい写真になってるかと思いますが、ちょっととおいですが、線がですね、ここにあるような。

（雑談）

今、航空写真で見るところの家の北側の部分ですね、のところが今回の7番の案件の農地になります。（見とらんけんわからんですよねの声）現況は特に荒れてもおらんです。

○5番（原 靖君） はい、ちゃんともうつい最近まで耕作された感じになっておりました。6番は取下げられましたので、今のところ7番のところは現状もちゃんと管理されて、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、10番、竹島委員、お願いいたします。

○10番（竹島 久利君） 10番の竹島です。4日の日にですね、推進委員の平川君と事務局とで現地の確認をいたしました。写真を見てもらうとわかりますように、

ほとんど栗山で、下のほうの道路が〇〇に行く道路です。それから、上のほうに見てまいりますと、申請人の自宅です、これ。それで、ここはもう以前、数年前から推薦人がこの土地を、本人が福岡に行ってるもので、この土地をもう以前からずっと栗として管理をして現在に至っております。今からも栗を経営していく予定だそうです。それで、もう地権者がちょっと福岡でちょっと遠いもので、この際、売買ということで申請があがっております。審議のほど、何も無いと思いますので、審議のほどよろしく願いしときます。

○議長（松村 公正君） はい、続きまして、2番、荒木委員、お願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） 2番、荒木です。・日の日に事務局と私と2人で現地確認に行きました。場所はですね、〇〇〇から入って〇〇〇の屋敷、あそこから屋敷をちょっと曲がったところなんです。ちょっと図面ではわからんごたる感じですけど、入ってすぐです。入って100mぐらいのところなんです。大体田んぼだけけど現状は畑になると思います。

（雑談）

まあそういうことです。よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

事務局委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

今回はですね、取下げが多かですけん。この6番の取下げばちょっと説明しとつてもろてよかかい。

○事務局（上田 賢君） はい。6番のですね、取下げ理由についてなんですけれども、航空写真を見ていただくとわかりますとおり、現状がですね、住宅が建っている形になっております。今回、農地を買われる方がですね、この農地の売り主の方の元々の家というか、ご実家のほうの相続されてる家のほうを買い入れられて、そして併せてこちらのほうで農業をされるというところでの申請でありましたが、その買われる予定の家のほうが、現状としては家が建っているというところで、ちょっとこれに関しては農地法の許認可以前の問題なのでということで、その部分に関してのみ取下げをされております。

事務局といたしましては、今後こちらの追認という形にはなるかと思うんですけれども、転用の指導について行っていきたくと思います。なにぶんちょっと過去からの経緯がありますので、家の図面等々が手に入らない可能性は結構大きいのかなと思っております。また面積に関しましても、隣の宅地との合わせの面積になりますので、今後申請者の方とですね、ちょっと協議を行いながら、申請のほうにつなげていきたいなというふうに考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第13号議案は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、第13号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第14号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本議案の4号から7号に関して、第15号議案、「農地転用許可後の事業変更承認申請について」関連がございますので、一括して上程したいと思います。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第14号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。

受付日、平成30年6月25日、申請番号57号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、一般個人住宅の建設で売買になります。

3番。受付日、平成30年6月25日、申請番号58号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は資材置場及び駐車場です。売買になります。

4番から7番は同一の申請になります。

受付日、平成30年6月25日、申請番号59号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は駐車場です。

併せて、15号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。

受付日、平成30年6月25日、申請番号60号。変更内容は、事業面積の増加・転用目的の変更となっております。事業面積の増加については、今回申請してあります5条申請により、新たな駐車場用地が増えることが理由となっております。また、転用目的の変更については、当初予定していた温室をなくし、駐車場を5条申請と併せて36台分増やす計画となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。第14号議案は、農地法第

5条第1項の規定に基づく転用許可申請7件、第15号議案は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いします。

まず私からいたします。

○議長（**松村 公正君**） ○○○の裏で角地でございます、四角い部分がございます、1、2番で住宅用土地、その横をですね、3番の○○○というところの会社が、資材置場ということでございます。両方住宅に囲まれておりまして、また資材置場のところがですね、昨日、見に行きましたところ、苗床をしてあって、あとはですね、ほとんど放棄ということでですね、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いしときます。

続きまして、5番、原委員、お願いいたします。

○5番（**原 靖君**） 4、5、6、7、○○○の南側の駐車場の前のほうですね、現状大体ここは水田でしたが、保有されてた方がお亡くなりになられてから、もうこういう状態になっておりまして、今もセイタカアワダチソウが立ってるような状況です。管理する方もおられないので、申請では何も問題もないかなというふうに思います。

以上です。審議をよろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員さんの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第14号議案及び第15号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。異議なしと認め、第14号議案、第15号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第16号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明を申し上げます。第16号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり

で、面積は944㎡、中間管理機構の特例事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第16号議案は、農地の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画1件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第16議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第16号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第17号議案、「非農地化について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 17号議案、非農地化についてご説明いたします。

本議案の対象農地については、所有者より農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの申請があったためであります。

そこで、農地に該当するか否かの審査を本会に判断いただき、農地に該当しない非農地であると判断された場合には、所有者に対し「非農地通知書」を県、法務局及び関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。

今回は別紙資料にあります関東地区の農地1筆、3,727㎡、調査結果を記載しておりますが、現況は竹林となっております。

非農地の判断の基準といたしまして、農地への復元が不可能な農地1筆となっております。また、経済課に非農地として取り扱いをしても、各種事業、「南関町農業振興地域整備計画」「経営所得安定対策事業」「多面的機能支払交付金事業」「中山間直接支払交付金事業」に影響がない旨の回答をいただいております。

以上のことから、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第17号議案について、非農地化に判断することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。異議なしと認め、第17号議案は、非農地化に判断することに意見決定いたします。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） ほかに事務局よりの何か提案ありませんか。

○事務局（上田 賢君） 今回はございません。

○議長（松村 公正君） 皆様から何かご意見ございませんか。（議長の声）はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） ちょっとよかですか。さっきその非農地化の件ばってん、竹林は農地として認めんということですか。

○事務局（上田 賢君） 管理されていない竹林のほうに関しては、（なら管理してるところは農地として認めるわけの声）はい。肥培管理といいますか、きちんとタケノコを掘るために管理をされている竹林については、畑という扱い、農地としての扱いとなります。（それと栗、柿はの声）も果樹ですので、農地として取り扱います。（それと何かな、どんぐりかの声）どんぐりとかになると、もうそれは植樹になってくるので（だめの声）だめです。非農地化というよりも、それはまた転用のほうの扱いになります。あくまで非農地化するのは、自然発生的に農地でなくなったものといえますかね、そういうやつが対象です。

○1番（松本 泰典君） 特に今度減反がなくなったけん、今からますますそういうのが増えてくつとやなか。

○事務局（上田 賢君） どっちですか、維持管理をしないほうですかね。（うん、そうそうの声）それに関してはまた今後の課題ではあるんですけども、一応農業委員会のお仕事としては、きちんと農地を管理するように、所有者の方に指導をしていただくような立場になっております。

○議長（松村 公正君） 植林がかなりあって思うとですよ、元に杉植えとつとこがまだそのしなしに。

○1番（松本 泰典君） この前見にいったところは、杉のこがん太かたい、畑たいな。あれはもう戦後すぐ畑に植えてあって思うとたい。あぎゃんところは半分あつと思ふですよ。今、竹林が農地になるかならんかて難しかとこつではあると思ふんですよ。

○事務局（上田 賢君） 現況を見に行つての判断せんといかんところにはなつてくるかと思ひます。今回のところは竹が完全に入つてしまつて、もう管理をできないよな状態の竹林であつたためといふところが提案理由になります。

○1番（松本 泰典君） しかし、孟宗竹はくさい、どがん手入れしたつちや生えてく

った生えてくつとだけんな。切ったっちゃ切ったっちゃ生えてくるけん。

○副会長（竹島 久利君） それとちょっと関連して、ちょっと、今、事務局が言った栗園のほうは畑として認めるというんだけど、その管理状態たいね、管理状態がそのままの状態ならば、やっぱり栗園としては認められんだろうと、荒れ放題になってるならば。ただ栗の植わっとるだけで畑と認めるならば、やっぱりその状況でそういういった何というか畑みたいにぴしゃっとした管理をしてるならば栗園として認められるけど、もう山になって荒れ放題になっとるわけたいね、栗だけ植わっとってね。だけんそんなら畑として認められんとやないかなと思います。

まず、今回のその竹林か、これも同じで、ちょっと手入れしとけば畑として認められるていうならば、今回のこれは、やっぱり認められんということやけんね、荒れ放題になっとるので。だから、栗園もそうじゃないのかなあと思うわけです。

○事務局（上田 賢君） そうなってくると、今度は竹というのは基本的に自然発生的に、さっき松本委員のほうからお話があったとおり、管理ばどげんしよっても入ってくると。つまり自然発生的に増えてきたやつだ思います。

○副会長（竹島 久利君） モウソウは確かにそのまましよっても生えてくるたいね。だけど栗なんかはやっぱり違うもんね、植えんならこれはできんことやけん。

○事務局（上田 賢君） うん、そうなってくると、今度はじゃあ管理をしてなかったところについては、じゃあ無断転用ですねという指導を委員会としてしていくのかという。

○副会長（竹島 久利君） だけんどこまでその判断するかたいね。

○事務局（上田 賢君） そこは結局その時々というか、現地を確認してから判断せんといかんところで、先ほど松本委員のご質問にもご回答した、単純に竹だから非農地化、竹だから竹林、タケノコを採るための畑として認めるか認めないかというだけじゃなくて、結局現況を確認した上で、そこが農地として該当するのか否かという判断をしないといけないのかなと思います。

○副会長（竹島 久利君） だから、これはパトロールするときに現地を見るからね、そのときにやっぱり判断せないかんということやね。荒れた栗山なんかを見るとと、管理してある栗園て見るとと、そら全然違うから。（はいの声）

○議長（松村 公正君） なかなかやっぱり高齢化で、今後やっぱり手入れのでけんそういうところは増えてくって思うたいな。

ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、処理することいたします。

皆様には慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして議長の席をおりさせていただきます。ありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長(東田 彰夫君) それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして、第4回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時02分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人